

第一 一回 口頭弁論調書

事件の表示	昭和三〇年(ワ)第二九一四号	期日	昭和三五年二月八日午後一時三〇分	弁論の要領	裁判長
場所および公開の有無	東京地方裁判所民事第二四部法廷で公開	裁判長裁判官	英嘉治	本件を合議体で審理裁判し、本件に昭和三三年のワ四一七七号事件を併合する。	当事者双方
裁判官	上野英嘉	裁判官	田村長太郎	準備多續の結果並に從前の口頭弁論の結果陳述	原告五名
裁判所書記官	三花青	当事者	原告代理人 松井康浩	昭和三三年のワ四一七七号事件にフ	ハニ主張したことは、同事件の原告
の出頭	越智依	状況等	同 永井信男	ニ名の被害状況と同一被害による	裁判
次回期日	昭和三五年二月八日午後一時三〇分	(民訴法第一四三條第四号の事項)	各出頭	裁判	斤

裁判 斤



損害以外は昭和三十年四月廿九日  
号事件に付して主張する。

被告

昭和三十年四月廿九日  
号事件に付して主張

したことは、昭和三十一年四月廿七日号

事件に付して主張する。

なお原告等の被害の程度、物損

を除き、原告等おの主張の原告

爆弾にまつて被害を受けたもの

あることは認めらる。

証書口録用紙のとおり(鑑定申請)

続行

辯  
士

書記官

長左衛門

裁判長裁判官

田上英治

本件口頭争論期日(昭和三十一年七月

18日午前

11時と指定する

昭和

31年7月27日

東京地方裁判所民事第二十四部

裁判長裁判官

本件口頭争論期日(昭和三十一年八月

8日午前

11時と変更する

昭和三十一年七月十五日

東京地方裁判所民事第二十四部

裁判長裁判官